



第31期定時株主総会 招集ご通知

■ 日 時

2026年6月26日（金曜日）

午後3時（受付開始 午後2時30分）

■ 場 所

東京都千代田区大手町一丁目3番2号

経団連会館 401号室～402号室

■ 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
2名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式報酬制度の内容
改定の件

株主総会に当日ご出席いただけない株主様

同封の議決権行使書のご返送、もしくはインターネット
等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



デジタルアーツ株式会社

証券コード 2326

株 主 各 位

証券コード 2326

2026年6月5日

(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

デジタルアーツ株式会社

代表取締役社長 **道具 登志夫**

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第31期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.daj.jp/ir/stock/meeting/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（デジタルアーツ）又は当社証券コード（2326）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後7時迄に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

**会社説明会
開催のご案内**

定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、株主の皆様へ当社へのご理解をより深めていただくため、「会社説明会」を開催いたします。お時間の許す株主様には、定時株主総会とあわせてご参加賜りますようご案内申し上げます。

記

1 日 時	2026年6月26日（金曜日）午後3時（受付開始時刻は、午後2時30分を予定しております。） ※本年は、例年より開催時刻を2時間繰り下げておりますのでご注意ください。
2 場 所	東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館 401号室～402号室
3 目的事項	報告事項 - 第31期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 - 第31期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の内容改定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様であって当日会場で出席される方1名に委任する場合に限られます。
- ◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎書面又はインターネット等により事前に議決権を行使された株主様が本株主総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本株主総会において議決権を行使されなかった場合は、書面又はインターネット等により事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。詳細につきましては、後記のご案内をご参照ください。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載していません。
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 従って、当該書面は、会計監査人及び監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法 についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後7時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後7時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

パソコン等によるご行使

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後7時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2026年6月26日(金曜日)
午後3時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について



0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会



0120-782-031 (平日9:00~17:00)

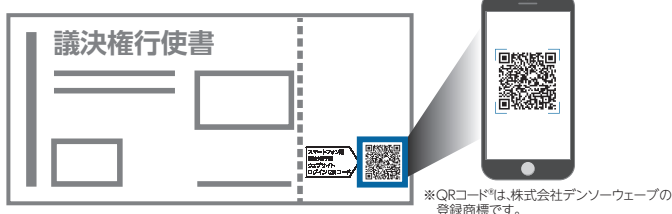
議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

「スマート行使」によるご行使

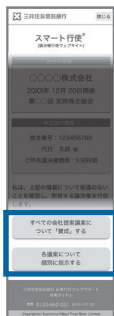
①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード※」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

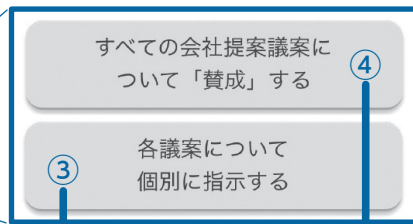


※QRコード※は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

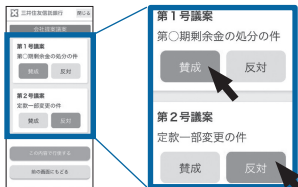
②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

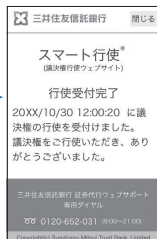


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で
問題なければ
「この内容で
行使する」
ボタンを押して行使完了！



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード※を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

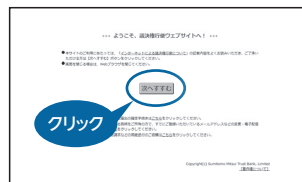
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

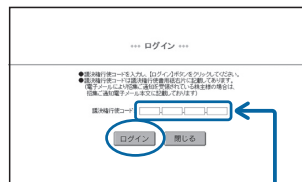
パソコン等によるご行使

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

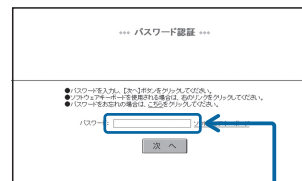


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元と持続的な株主価値の向上を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を実施することとしております。このような基本方針に基づき、今後の事業展開等を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭	
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当 社 普 通 株 式 配 当 総 額	1 株につき金 50円 672,189,250円
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月29日	

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	会社における地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	道具 登志夫	再任	代表取締役社長 兼 経営企画本部長 100% (13回中13回出席)
2	松本 卓也	再任	取締役開発本部長 100% (13回中13回出席)

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任 どう べ と し お 夫 道具 登志 夫 (1968年2月17日生)	1997年10月 当社 代表取締役社長就任 2005年11月 株式会社アイキューエス 代表取締役社長 2006年12月 DAM株式会社 代表取締役社長（現任） 2011年4月 Digital Arts America, Inc. Director, President and CEO（現任） 2012年6月 Digital Arts Investment, Inc. Director 2013年5月 ポルキャスト・ジャパン株式会社 代表取締役社長 2013年10月 DA株式会社 代表取締役社長（現任） 2013年10月 DM株式会社 代表取締役社長（現任） 2014年4月 FinalCode, Inc. Director, President and CEO 2015年11月 Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. Director（現任） 2016年9月 Digital Arts Europe Limited Director（現任） 2026年1月 当社 代表取締役社長 兼 経営企画本部長（現任）	2,257,999株
【取締役候補者とした理由】 道具登志夫氏は当社創業以来、代表取締役として長年にわたり当社グループ全体の経営の指揮を執り、ビジネスモデルの確立による収益基盤の強化、シナジー効果を発揮させるためのグループ経営革新など、当社グループ全体の成長を牽引し続けております。経営に関する高い見識、実績、能力を有する同氏は、今後も当社グループの中長期的な企業価値向上と持続的発展に寄与できると判断しましたので、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	再任 まつ もと たく や 松本 卓也 (1976年11月4日生)	1999年4月 株式会社コムス入社 2003年4月 当社入社 開発部 2014年4月 開発部担当部長 2016年10月 開発部長 2017年6月 取締役開発部長 2017年12月 取締役開発部長 兼 新規開発部長 2018年4月 取締役開発部長 2025年6月 取締役開発本部長（現任）	3,521株
【取締役候補者とした理由】 松本卓也氏は開発者として、長年にわたり当社の多くの主力製品に携わり、新製品開発を牽引する等、当社の事業拡大とイノベーションの加速を推進し、開発部門のトップとして当社グループの成長を支えてまいりました。その実績、経験、高度な専門性を有する同氏は、今後も企業価値の更なる向上に寄与できると判断しましたので、引き続き取締役候補者としております。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」については、2026年3月31日の所有株式数を記載しております。
3. 「所有する当社の株式数」については、当社役員持株会名義で所有する持株数を含んでおります。

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役窪川秀一氏及び上杉昌隆氏は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任 うえすぎまさたか 上杉昌隆 (1965年7月31日生)	1995年4月 江守・川森・渥美法律事務所 入所 1999年4月 上杉法律事務所 開設 所長 2000年9月 アムレック法律会計事務所 パートナー弁護士 2003年6月 当社 社外監査役 2007年6月 株式会社jig.jp 社外監査役（現任） 2013年6月 株式会社コマースOneホールディングス 社外監査役（現任） 2013年12月 株式会社セレス 社外監査役 2014年12月 株式会社Aiming 社外監査役（現任） 2015年3月 桜田通り総合法律事務所 シニアパートナー（現任） 2016年3月 株式会社フルキャストホールディングス 社外取締役（監査等委員）（現任） 2016年6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年3月 株式会社セレス 社外取締役（監査等委員）（現任）	3,976株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 上杉昌隆氏は、弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を有しており、また複数の株式公開会社の社外役員として培われた知見も有しております。その豊富な経験と見識から、法令を含む企業社会全体を踏まえながら、取締役会の透明性の向上及び監督機能の一層の強化についての助言や、客観的かつ公正な立場で取締役の業務執行を監査・監督いただけるものと期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	新 任 やの ありさ 矢野 亜里紗 （1988年6月15日生）	2015年12月 成和明哲法律事務所 入所 2018年 9 月 法律事務所Comm&Path 入所 2023年 3 月 株式会社ラボル 社外監査役 2023年 5 月 リックソフト株式会社 補欠監査等委員（現任） 2023年10月 弁護士法人堂島法律事務所 入所 2025年 3 月 株式会社ラボル 社外取締役（監査等委員）（現任） 2025年 9 月 株式会社S-FIT 社外監査役（現任）	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 矢野亜里紗氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務全般に関する豊富な実務経験と専門的知見を有しており、コンプライアンスやリスク管理に関する高度な見識を備えています。これらの知見及び経験に基づき、当社において法的リスクの適切な把握・統制に関する助言・提言を行い、内部統制及びコンプライアンス体制の一層の強化に寄与いただけるものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としております。			

- （注）
- 各候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
 - 上杉昌隆氏及び矢野亜里紗氏は社外取締役候補者であります。
 - 当社は、上杉昌隆氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の選任についてご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。また矢野亜里紗氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 上杉昌隆氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本株主総会終結の時をもって10年となります。
 - 上杉昌隆氏は、2003年6月から2016年6月までの間、当社の社外監査役でありました。
 - 当社は、上杉昌隆氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、矢野亜里紗氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
 - 「所有する当社の株式数」については、2026年3月31日の所有株式数を記載しております。
 - 「所有する当社の株式数」については、当社役員持株会名義で所有する持株数を含んでおります。

(ご参考) 本定時株主総会後の取締役のスキルマトリックス

当社は、意思決定及び経営の監督をより適切かつ高いレベルで行い、企業価値の持続的な向上を実現するため、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人材を取締役に配置しています。また、取締役会審議、意思決定において重要と考える知識・経験を定義したうえで、多様性にも考慮し、全体としてバランスのとれた構成とすることで、業務執行とモニタリングを含めた経営の監督機能を強化しています。

	氏名	当社における地位			独立 役員	指名・報酬 諮問委員会	当社が特に期待する知識・経験・能力						
							企業経営	製品開発 イノベーション	人材育成 人事戦略	事業 業界経験	財務 会計	法務 コンプライアンス リスク管理	ESG サステナ ビリティ
1	道具 登志夫	代表取締役				● (委員長)	○	○	○	○	○	○	
2	松 本 卓 也	取締役						○	○	○			
3	上 杉 昌 隆	取締役	監査等委員	社外	●	●	○			○		○	○
4	栗 山 千 勢	取締役	監査等委員	社外	●	●				○	○		○
5	矢野 亜里紗	取締役	監査等委員	社外	●		○			○		○	○

(注) 本表は各取締役が有する全ての知見・経験・能力を表すものではありません。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の内容改定の件

当社は、2019年6月24日開催の第24期定時株主総会（以下「従前株主総会」といいます。）において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブを一層高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度の内容を一部改定いたしたいと存じます。

つきましては、本制度に基づき対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式に関する譲渡制限期間の設定について、下記のとおり変更いたしたく、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、対象取締役に対する中長期的な企業価値向上及び株主との価値共有を図るためのインセンティブを強化することを目的として譲渡制限期間の設定を見直すものであり、当社の事業規模、役員報酬制度の内容、対象取締役の員数及び国内外の役員報酬制度の動向等を総合的に勘案した結果、その内容は相当なものであると判断しております。また、当社の現在の対象取締役は2名であり、第2号議案が原案通り可決された場合においても同様となります。

記

1. 改定の内容

本制度の導入にあたり従前株主総会の決議において定めた、一連の「対象取締役に対する譲渡制限付株式の内容及び数の上限」（以下「本件決議事項」といいます。）のうち、「3. 譲渡制限付株式割当契約の内容」中の「（1）譲渡制限の内容」における譲渡制限期間の定めについて、以下のとおり変更するものといたします。

（変更前）

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、**20年間から30年間までの間**で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という）。

(変更後)

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、**3年以上**で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という）。

2. 改定の理由

当社は、従来、取締役の在任期間を通じた長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、長期の譲渡制限期間を設定してまいりました。

しかしながら、近年の役員報酬に関する国内外の動向やコーポレートガバナンス・コードの趣旨を重視する観点から、中期経営計画等との連動性を高め、より実効性の高いインセンティブ設計とすべく、今般、譲渡制限期間について柔軟に設定できるよう見直しを行うことといたしました。

本改定により、当社の取締役に対して、中期的な業績向上及び企業価値の持続的向上に向けた動機付けを一層強化するとともに、株主の皆様との価値共有の促進を図るものであります。

3. その他

本改定は、前記1. 記載の譲渡制限期間の定め以外の本件決議事項について、その内容を変更するものではありません。

また、本改定による変更後の譲渡制限期間の定めは、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、以後に付与される譲渡制限付株式について適用するものいたします。

以 上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）におけるセキュリティ業界では、ランサムウェア攻撃や標的型攻撃、フィッシング詐欺に加え、情報窃取型マルウェアにより窃取された認証情報・認可情報を起点とする不正アクセスなど、攻撃手法の巧妙化・多様化が一段と進行しました。さらに、生成AIの急速な普及に伴い、AIを悪用した攻撃や、AI利用に起因する情報漏えいリスクへの対応も重要課題として認識されるようになっております。このような環境下において、企業・官公庁・教育機関・家庭など、ICT機器を業務・学習・生活のあらゆる場面で活用する社会全体でセキュリティ意識が一段と高まり、対策製品・サービスへの需要は継続的に拡大しました。今後も、サイバーセキュリティ政策の強化、DXの進展、クラウド利用の拡大を背景に、この流れは中長期的に継続するものと見込んでおります。

当社グループは、中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）に基づき、「セキュリティ事業の成長」「公共市場シェア拡大」「新施策実行のための人材投資」の3領域を重点テーマとして、各種施策を推進してまいりました。当連結会計年度は、当該中期経営計画の2年目として、既存主力製品の伸長に加え、次世代製品の市場定着、公共・教育分野におけるシェア拡大、並びに今後の成長に向けた開発・営業体制の強化に取り組みしました。

企業向け市場においては、「i-FILTER」が、クラウド型のWebアクセスセキュリティ対策ニーズを着実に取り込み、堅調に推移しました。また、「m-FILTER」は、偽装メール並びに添付ファイルやURLを悪用した脅威への対策ニーズを捉え、他製品やオプション製品との組み合わせによる提案を強化したことで、高い成長を継続しました。加えて、新製品「Z-FILTER」については、2025年11月の正式販売開始以降、順調に案件の積み上げが進み、当社が強みとする「ホワイト運用」の価値をゼロトラストセキュリティ領域へ拡張する製品として、今後の成長ドライバー育成に向けた成果が得られました。

公共向け市場においては、「GIGAスクール構想 第2期」案件への対応を重点施策として、継続的な製品機能強化と個別案件管理の徹底により、契約獲得を推進し、「GIGAスクール構想 第1期」と比較して、高い獲得率と案件単価向上の両立を実現しました。「i-FILTER」は、「GIGAスクール構想 第2期」で求められる利用状況の可視化機能等への対応を進め、教育現場のニーズに即した製品価値の向上を図ったことで、競争優位性をさらに高めました。一方、当該案件はクラウドサービス系製品を中心とした受注構成であるため、契約高は大きく伸長したものの、収益認識の影響により、当連結会計年度における売上高の伸びは限定的となりました。また、当該案件の契約高が大幅に伸長したことに伴い、現預金及び前受金が増加し、総資産が拡大した結果、自己資本比率は低下しております。

さらに、当社が提唱する「ホワイト運用」は、2026年3月末時点で約1,500万人規模のユーザー基盤へ拡大しており、安全な通信や挙動のみを許可する独自モデルへの評価が、企業・官公庁・教育機関を中心に広がっております。今後は、当該独自モデルの適用領域を家庭向け市場にも拡大し、安全なインターネット利用環境の実現を目指してまいります。

費用面では、中期経営計画の方針に沿った人材投資を実施したことにより、売上原価、販売費及び一般管理費は前期比で増加しました。一方で、AIの業務活用を含む業務高度化・効率化を通じて、生産性向上とコストコントロールを進め、成長投資と収益性の両立に努めました。その結果、増収効果に加え、適切な費用管理を実現したことで、各利益は堅調に推移しました。

以上の結果、当連結会計年度における契約高は16,604百万円(前期比57.1%増)、売上高は10,835百万円(同8.5%増)、営業利益は4,791百万円(同5.1%増)、経常利益は4,840百万円(同6.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,427百万円(同7.7%増)となりました。

各市場の業績は次のとおりです。

企業向け市場

企業向け市場では、「i-FILTER」が、クラウド型のWebアクセスセキュリティ対策ニーズを着実に取り込み、「AIチャットフィルター」などの機能を通じて、生成AI利用状況の可視化と安全な運用管理を両立する製品として競争力を高め、堅調に推移しました。

「m-FILTER」は、表示名や送信元の偽装を伴う攻撃メール、並びに添付ファイルやURLを悪用した脅威への対策ニーズを捉え、「f-FILTER」や「Anti-Virus & Sandbox」との組み合わせによる提案を強化したことで、高い成長を継続しました。

また、新製品「Z-FILTER」を当初計画どおり2025年11月4日に販売開始しました。「Z-FILTER」は、「ホワイト運用」を中核に、認証からアクセス制御までを同一基盤で提供する国産のゼロトラストセキュリティソリューションです。販売開始以降、順調に案件の積み上げが進んでおり、次期における収益化を見込める状況となっております。今後は、顧客環境への適合性向上及び顧客運用負荷の更なる軽減に向けた機能強化を継続するとともに、販売代理店との協業を加速し、中長期的な収益基盤の柱として確立していく方針です。

以上の結果、企業向け市場の契約高は5,564百万円(前期比10.9%増)、売上高は5,176百万円(同8.2%増)となりました。

公共向け市場

公共向け市場では、重点施策である「GIGAスクール構想 第2期」案件において、継続的な製品機能強化と個別案件管理の徹底により、「GIGAスクール構想 第1期」と比較して、高い獲得率と案件単価向上の両立を実現しました。加えて、「i-FILTER@Cloud GIGAスクール版」では、デジタル教科書の利用状況可視化機能及び見守りログのダッシュボード機能を新たに搭載するとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（Information system Security Management and Assessment Program））登録を取得し、教育・公共分野における競争力強化を進めました。さらに、「GIGAスクール構想」案件で培った知見を生かし、教育分野における新たな取り組みとして、児童向けWeb学習システム「D教室」の提供を開始するなど、教育領域への展開を進めました。

また、「次世代校務DX」案件においても、「GIGAスクール構想」で築いた顧客基盤を活用した営業活動が奏功し、事業は堅調に拡大しました。これらの結果、「i-FILTER」の契約高は、前期比106.7%増と大幅な増収となりました。

一方、「m-FILTER」は、前期に獲得した「自治体セキュリティ強靱化」案件の反動減の影響により、減収となりました。

なお、「GIGAスクール構想 第2期」案件は、クラウドサービス系製品を中心とした受注構成となっているため、会計基準上の収益認識の影響を受け、契約高が前述のとおり大幅に成長した一方で、当連結会計年度における売上高の伸びは二桁成長にとどまりました。※

しかしながら、クラウドサービス系製品の受注残高の積み上がりは、収益モデルが「一時的なライセンス売上」から「継続的なサービス収益」へ着実に移行していることを示しており、次期以降の安定的かつ持続的な成長に繋がるものと見込んでおります。

以上の結果、公共向け市場の契約高は10,639百万円(前期比106.7%増)、売上高は5,256百万円（同9.8%増）となりました。

※オンプレミス型のライセンス販売系製品については、出荷時に契約金額の大部分を一括で売上計上しております。一方、「GIGAスクール構想」や「次世代校務DX」案件で受注の多いクラウドサービス系製品は、サービス提供期間に応じて月次で按分し、段階的に売上高を計上する会計基準となっております。

家庭向け市場

家庭向け市場では、MVNO商流の拡大及び複数年パッケージ製品の販促強化により、新規案件の獲得が進みました。

一方、今後の家庭向け市場における収益の柱となる「ホワイト運用」機能を搭載した個人向け総合セキュリティ製品「i-フィルター 10」については、従来の子ども世代向け市場に加え、大人世代向け市場への展開を目的として、既存販売代理店やPCメーカーとの協業、新規販売代理店の開拓などを通じて販路拡大を進めましたが、当連結会計年度における収益化には至りませんでした。

以上の結果、家庭向け市場の契約高は400百万円(前期比1.9%減)、売上高は402百万円（同1.8%減）となりました。

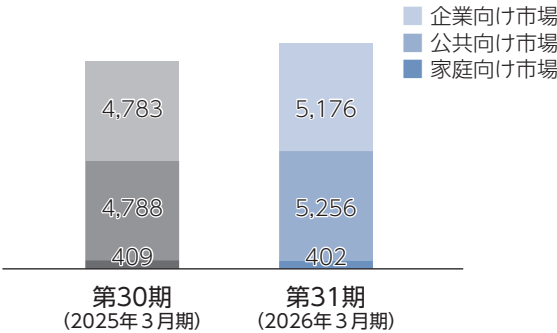
市場別売上高（企業集団）

（単位：百万円）

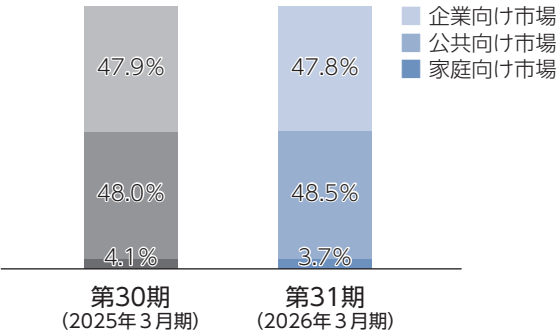
区 分	第30期		第31期（当連結会計年度）		前期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
企業向け市場	4,783	47.9%	5,176	47.8%	+8.2%
公共向け市場	4,788	48.0%	5,256	48.5%	+9.8%
家庭向け市場	409	4.1%	402	3.7%	△1.8%
合 計	9,982	100.0%	10,835	100.0%	+8.5%

売上高

（単位：百万円）



構成比



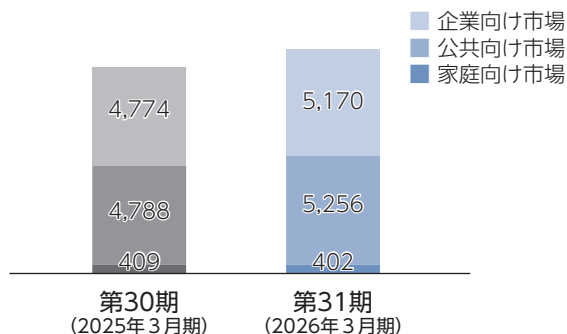
市場別売上高（当社）

（単位：百万円）

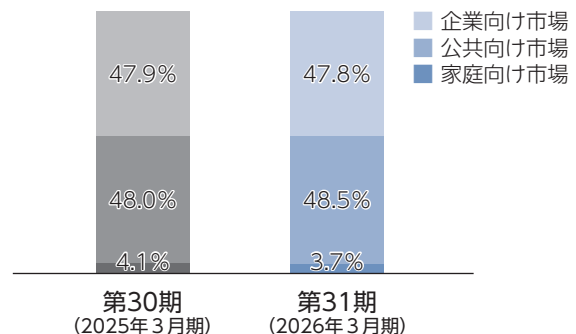
区分	第30期		第31期（当期）		前期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
企業向け市場	4,774	47.9%	5,170	47.8%	+8.3%
公共向け市場	4,788	48.0%	5,256	48.5%	+9.8%
家庭向け市場	409	4.1%	402	3.7%	△1.8%
合 計	9,972	100.0%	10,828	100.0%	+8.6%

売上高

（単位：百万円）



構成比



② 設備投資の状況

当連結会計年度は、94百万円の設備投資を実施いたしました。その主なものは、什器備品になります。

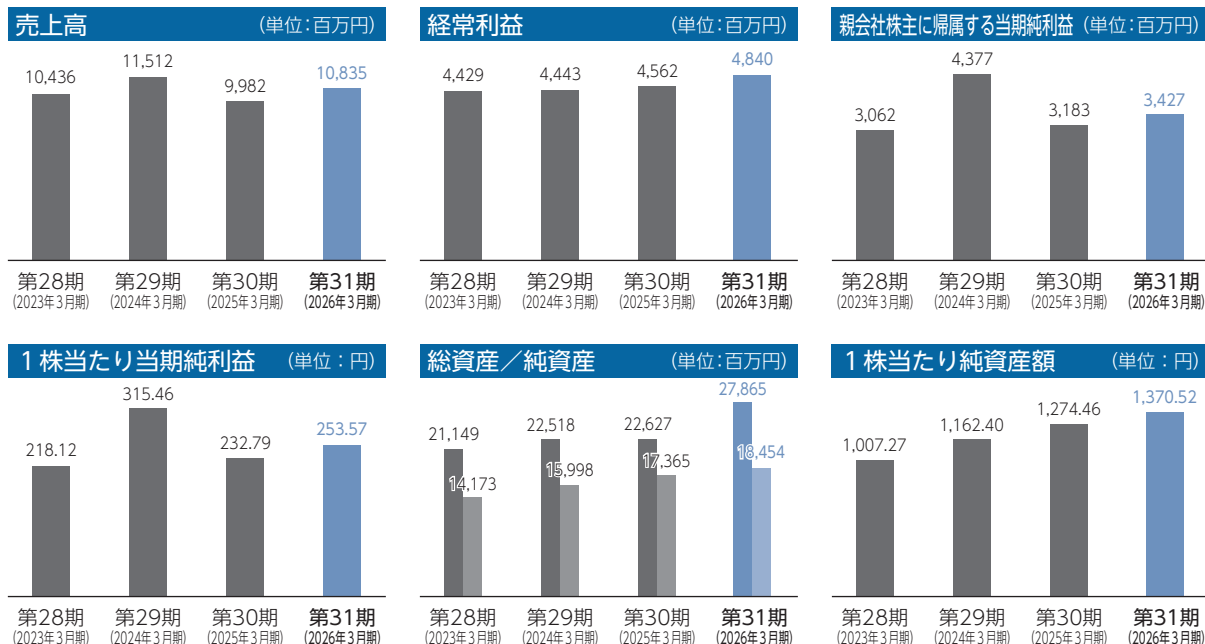
また、無形固定資産への投資は主にソフトウェア開発のために、1,115百万円の投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はございません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

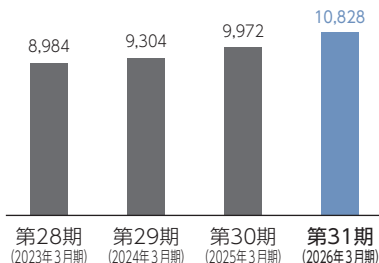


区 分		第28期 (2023年3月期)	第29期 (2024年3月期)	第30期 (2025年3月期)	第31期 (当期) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	10,436	11,512	9,982	10,835
経常利益	(百万円)	4,429	4,443	4,562	4,840
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,062	4,377	3,183	3,427
1株当たり当期純利益	(円)	218.12	315.46	232.79	253.57
総資産	(百万円)	21,149	22,518	22,627	27,865
純資産	(百万円)	14,173	15,998	17,365	18,454
1株当たり純資産額	(円)	1,007.27	1,162.40	1,274.46	1,370.52

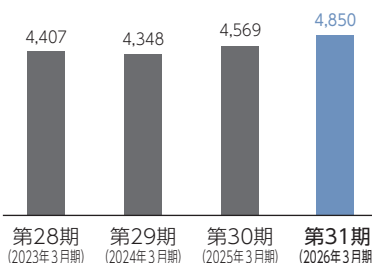
(注) 第29期末に連結子会社デジタルアーツコンサルティング株式会社の当社保有全株式を譲渡したことに伴い、第30期における売上高に対して約2,196百万円の売上高減の影響が発生しました。また、同親会社株主に帰属する当期純利益に対して約1,324百万円減の影響が発生しました。

② 当社の財産及び損益の状況

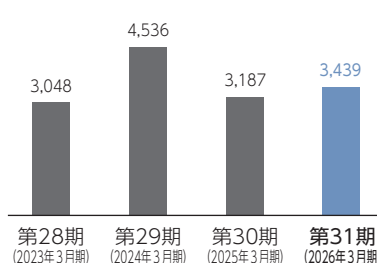
売上高 (単位:百万円)



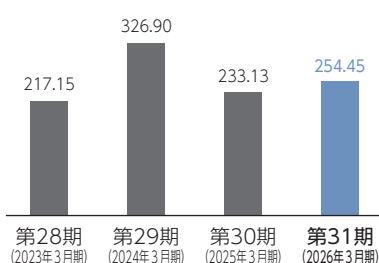
経常利益 (単位:百万円)



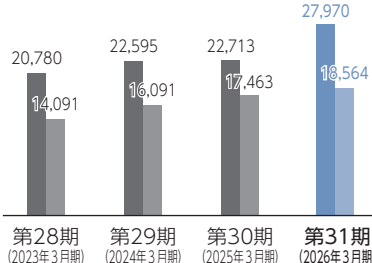
当期純利益 (単位:百万円)



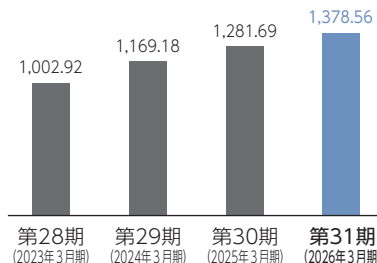
1株当たり当期純利益 (単位:円)



総資産／純資産 (単位:百万円)



1株当たり純資産額 (単位:円)



区 分		第28期 (2023年3月期)	第29期 (2024年3月期)	第30期 (2025年3月期)	第31期 (当期) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	8,984	9,304	9,972	10,828
経常利益	(百万円)	4,407	4,348	4,569	4,850
当期純利益	(百万円)	3,048	4,536	3,187	3,439
1株当たり当期純利益	(円)	217.15	326.90	233.13	254.45
総資産	(百万円)	20,780	22,595	22,713	27,970
純資産	(百万円)	14,091	16,091	17,463	18,562
1株当たり純資産額	(円)	1,002.92	1,169.18	1,281.69	1,378.56

(注) 第29期末に連結子会社デジタルアーツコンサルティング株式会社の当社保有全株式を譲渡したことに伴い、第30期における当期純利益に対して約1,505百万円の当期純利益減の影響が発生しました。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
Digital Arts America, Inc.	300千米ドル	100%	セキュリティ関連製品の米州における販売
Digital Arts Europe Limited	180千英ポンド	100%	セキュリティ関連製品の欧州における販売
Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd.	3,121千シンガポールドル	100%	セキュリティ関連製品のアジアにおける販売

(4) 対処すべき課題

当社グループが属するセキュリティ業界におきましては、クラウド化やDX化の進展に伴い、サイバー攻撃手法が多様化・高度化しております。このため、企業、公共機関及び家庭におけるセキュリティ脅威は依然として高い水準にあり、総合的なセキュリティ対策を可能とする製品・サービスへの需要拡大が見込まれております。こうした事業環境のもと、当社グループは、経営理念である「より便利な、より快適な、より安全なインターネットライフに貢献していく」に基づき、中期的には総合セキュリティメーカーへ成長していくことを目標に掲げております。現在、外部環境及び内部環境の変化を踏まえて策定した中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）を推進しております。

本中期経営計画では、3つの重点施策として「セキュリティ事業の成長」「公共市場シェア拡大」「新施策実行のための人材投資」を掲げております。中期経営計画2年目となる2026年3月期においては、セキュリティ製品市場の成長率を上回る契約高成長を達成いたしました。「セキュリティ事業の成長」では、ゼロトラストセキュリティの実現を可能とする新製品の投入に加え、クロスセル・アップセル戦略を継続的に推進することで、事業拡大を図ってまいります。「公共市場シェア拡大」では、「GIGAスクール構想第2期」案件において、受注シェアの更なる拡大と既存顧客における単価向上の両立を目指してまいります。また、「新施策実行のための人材投資」では、競争優位性のある製品を自社開発するエンジニアへの投資に加え、大企業・中堅企業向けの直販強化を担う営業人材へのインセンティブ付与や育成・採用等に対する投資を継続的に実施してまいります。これらの施策を通じて、売上高及び営業利益の拡大並びに営業利益率の更なる向上を目指してまいります。

中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）の3年目となる「2027年3月期」を見直し、新たに設定した目標売上・利益達成に向けて、当社グループが認識している対処すべき課題は以下のとおりです。

① 企業向け市場の基盤構築

当社グループは、企業向け市場における成長基盤の構築を重要課題と認識しております。企業向け市場における成長の立ち上がりは、当初想定よりも緩やかに推移いたしましたが、販売代理店との協業体制を強化しつつ、エンドユーザーとの接点拡大を通じて、顧客ニーズや課題の迅速な把握に努め、「販売力」及び「開発力」の強化を図ってまいります。また、顧客接点を通じて得られた知見を販売代理店に共有することで、パートナーセールスの強化にも努めてまいります。

② 新しいニーズへの対応

サイバー脅威は拡大・巧妙化しており、情報セキュリティ対策の重要性は一層高まっております。また、AIの普及に伴い、従来型のセキュリティ対策のみでは十分に対応しきれない新たなリスクも顕在化しております。このような環境変化を踏まえ、当社グループでは、ネットワーク、メール、認証情報、エンドポイント等を含めた総合的なセキュリティ対策に加え、AI利用を前提とした制御・可視化・統制を含む新たなニーズへの対応強化に取り組んでおります。これらのセキュリティニーズは、今後も中長期的に拡大するものと見込んでおります。

③ 人材の確保及び育成

当社グループは、AIの業務活用による生産性向上及び業務最適化を推進する一方で、中長期的な成長を実現するためには、優秀な人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しております。このため、魅力的な給与水準、公正な評価制度及び充実した社員教育制度の整備に向けて継続的に人事制度を見直すとともに、新卒・中途採用活動を積極的に推進し、優秀な人材の確保及び定着に努めております。また、社員の生産性向上と知識・スキルの習得を重点課題として位置付け、資格取得支援制度、職階別社内教育制度、外部専門家研修制度等を通じ、人材育成の強化に取り組んでまいります。

④ サステナビリティへの取り組み

当社グループは、企業理念に基づき、地球環境の保全と持続可能な社会の実現を重要課題として認識しております。このため、「サステナビリティ委員会」を設置し、サステナビリティ方針に基づき重要事項（マテリアリティ）を特定するとともに、それらへの取り組み内容を当社ホームページにて開示しております。事業活動における環境負荷の軽減と効率性向上に加え、社員一人ひとりが主体的に行動することで、気候変動問題や環境汚染等の地球環境問題への対応を推進してまいります。また、事業活動を通じて、企業や公共団体における情報資産流出による経済損失の抑制に努めるとともに、子どもたちが安心・安全にインターネットを利用できる環境及び充実したオンライン学習環境の実現に向け、各種社会貢献活動を推進してまいります。

⑤ 普及・啓発活動

当社グループは、製品及びサービスの普及拡大にあたり、インターネットを取り巻く情報セキュリティ脅威及びセキュリティ対策の重要性について、社会全体の理解を深めることが重要であると考えております。このため、当社製品の機能を活用し、マルウェア感染やホームページ改ざんの疑いがあるインターネットユーザーへ無償で通知を行うサイバーリスク情報提供サービス「Dアラート」を提供しております。加えて、開発部門の専任チームによる調査・分析結果を「Digital Arts SecurityReports」として発信し、最新のセキュリティトレンドや情報セキュリティ脅威への注意喚起を行っております。また、全国の自治体や学校からの要請に基づく講演活動を通じて、スマートフォンをはじめとするモバイル端末の利用における情報リテラシーの向上に資する情報提供を行うとともに、フィルタリングの重要性について普及・啓発活動を推進しております。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、インターネットセキュリティ関連ソフトウェア及びアプライアンス製品の企画・開発・販売を主要な事業としており、主要な製品及び事業内容は次のとおりであります。

事業区分別商品

事業区分	企業区分	主要な製品・事業内容
セキュリティ事業	当社	「i-FILTER／i-フィルター」(Webセキュリティ) 「m-FILTER」(メールセキュリティ) 「FinalCode」(ファイル暗号化・遠隔削除ソリューション) 「DigitalArts@Cloud」(Web・メール・ファイルを網羅したクラウドセキュリティ) 「f-FILTER」(データ保護・ファイル転送ソリューション) 「Z-FILTER」(ネットワークセキュリティ) 「a-FILTER」(統合認証プラットフォーム) 等
	Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd.	「FinalCode」(ファイル暗号化・遠隔削除ソリューション) 「FinalCode@Cloud」(ファイル暗号化・遠隔削除向けクラウドセキュリティ)

(6) 企業集団の主要な拠点 (2026年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
北海道営業所	北海道札幌市中央区大通西四丁目6番地1
東北営業所	宮城県仙台市青葉区本町一丁目1番1号
中部営業所	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
関西営業所	大阪府大阪市北区角田町8番1号
中四国営業所	広島県広島市南区松原町5番1号
九州営業所	福岡県福岡市博多区店屋町5番18号

② 子会社

Digital Arts America, Inc.	本社 4675 Stevens Creek Blvd., Suite 100 Santa Clara, CA 95051, USA
Digital Arts Europe Limited	本社 Centrum House, 36 Station Road, Egham, Surrey TW20 9LF United Kingdom
Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd.	本社 8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three Singapore, 038988

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
セキュリティ事業	279 (46) 名	7名増 (5名増)
合 計	279 (46) 名	7名増 (5名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はございません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 45,036,000株

② 発行済株式の総数 14,133,000株

(注) 発行済株式の総数には、自己株式689,215株を含んでおります。

③ 株主数 7,515名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
道具 登志夫	2,257,999	16.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,794,800	13.35
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,082,100	8.05
DAM株式会社	710,000	5.28
BNYMSANV RE BNYMSANVDUB RE LEGAL (AND) GENERAL UCITS ETF PLC	708,102	5.27
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	390,000	2.90
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	340,205	2.53
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	248,400	1.85
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	225,100	1.67
光通信 K K 投資事業有限責任組合	189,700	1.41

(注) 1. 当社は、自己株式689,215株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 上記の道具登志夫氏の所有株式数には、当社役員持株会における同氏の持分を含めております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	1,517	2
監査等委員である取締役	-	-

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2026年3月31日現在)

イ. 2015年11月12日開催の取締役会決議による新株予約権

保有人数及び新株予約権の数 当社取締役（監査等委員を除く。） 当社取締役（監査等委員）	2名 一名	1,433個 一個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	143,300株	
新株予約権の払込金額	200円／個	
新株予約権の行使価額	1株につき、2,034円	
新株予約権の行使期間	2017年7月1日から2027年5月31日まで	

(注) 新株予約権の行使の条件

- 新株予約権者は、2017年3月期、2018年3月期及び2019年3月期の3事業年度のうち、いずれかの事業年度において当社の営業利益が下記（a）から（c）に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という）の個数を限度として行使することができます。
 - 営業利益が15億円を超過した場合 行使可能割合：20%
 - 営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：50%
 - 営業利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：100%なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとします。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とします。
- 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役及び従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

ロ. 2016年11月10日開催の取締役会決議による新株予約権

保有人数及び新株予約権の数 当社取締役（監査等委員を除く。） 当社取締役（監査等委員）	2名 一名	2,929個 一個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	292,900株	
新株予約権の払込金額	2,400円／個	
新株予約権の行使価額	1株につき、2,639円	
新株予約権の行使期間	2018年7月1日から2028年5月31日まで	

(注) 新株予約権の行使の条件

- 新株予約権者は、2018年3月期、2019年3月期及び2020年3月期の3事業年度のうち、いずれかの事業年度において当社の営業利益が下記（a）から（c）に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができます。
 - 営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：20%
 - 営業利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：50%
 - 営業利益が28億円を超過した場合 行使可能割合：100%
 なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとします。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とします。
- 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役及び従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はございません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はございません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	どう ぐ と し お 道 具 登 志 夫	経営企画本部長 Digital Arts America, Inc. Director, President and CEO Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. Director Digital Arts Europe Limited Director DAM株式会社 代表取締役社長 DA株式会社 代表取締役社長 DM株式会社 代表取締役社長
取締役	まつ もと たく や 松 本 卓 也	開発本部長
取締役 (監査等委員)	くぼ かわ ひで かず 窪 川 秀 一	四谷パートナーズ会計事務所 代表 株式会社KYORITSU 社外監査役
取締役 (監査等委員)	うえ すぎ まさ たか 上 杉 昌 隆	桜田通り総合法律事務所 シニアパートナー 株式会社フルキャストホールディングス 社外取締役 (監査等委員) 株式会社セレス 社外取締役 (監査等委員) 株式会社Aiming 社外監査役 株式会社コマースOneホールディングス 社外監査役 株式会社jig.jp 社外監査役
取締役 (監査等委員)	くわ やま ち せ 栗 山 千 勢	栗山公認会計士事務所 所長 ミーク株式会社 常勤社外監査役

- (注) 1. 監査等委員である取締役窪川秀一氏、上杉昌隆氏及び栗山千勢氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役窪川秀一氏及び栗山千勢氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定していません。
4. 当社は、監査等委員である取締役窪川秀一氏、上杉昌隆氏及び栗山千勢氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬に関する基本方針は、全体として、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各自の職責等を踏まえた適正な水準とすることとしております。報酬の構成については、基本報酬（金銭報酬）、及び非金銭報酬等とし、報酬の構成比率については、事業の特性を踏まえた短期及び中長期の業績と連動する報酬の割合を適切に設定するとともに、健全な企業経営と株主との一層の価値共有を図ることができるものとしております。

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績や経営内容、社会情勢、各自の職責に応じた貢献度合い、在任年数や他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、月次で支払うこととしております。次に、当社の取締役に対する非金銭報酬等としては、①当社普通株式を目的とする新株予約権の付与並びに②一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う株式（以下「譲渡制限付株式」という。）の割当てがあります。

新株予約権の付与及び譲渡制限付株式の割当てを行う際は、取締役会の諮問に応じて、次で説明する指名・報酬諮問委員会において審理をし、委員会としての意見をとりまとめたうえで、各取締役の役割に応じた貢献度合いや在任年数等を基調とし、当社業績の向上による株主利益の追求や同業他社の動向といった事情を総合的に鑑み、取締役会においてその数を決定するとともに、金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合についても併せて決定します。

また、決定方針は、取締役会の諮問に応じて、指名・報酬諮問委員会において審理をし、委員会としての意見をとりまとめ、取締役会が決定いたします。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(指名・報酬諮問委員会)

当社は、取締役の指名及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、取締役会の決議により選任された3名以上の取締役で構成し、委員長は委員の互選により選定し、取締役会の諮問に応じて、主に次の事項を審理し、取締役会に答申いたします。

- ・取締役候補者の決定並びに代表取締役及び役付取締役の選定に関する事項
- ・取締役の報酬等に関する事項

□. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月24日開催の当社第21期定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名となります。

上記報酬等のほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては、貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、2019年6月24日開催の当社第24期定時株主総会において、年額50百万円以内とする決議がされております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名となります。なお、具体的な譲渡制限付株式の割当てについては、委任を受けた取締役会において当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年6月24日開催の当社第21期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）となります。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長道貝登志夫が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額を決定しております。その権限の内容は、個人別の報酬等の全部に関する内容の決定となります。当社全体の状況を俯瞰しつつ、各取締役の担うべき機能・役割に応じて報酬等を判断するには代表取締役社長が最も適していることから、当該権限を委任しております。なお、審理プロセスの公正性、透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で代表取締役社長が基本方針に従い作成した報酬案について、指名・報酬諮問委員会が取締役会の諮問に応じて審理し、とりまとめられた意見をもとに、代表取締役社長が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	96百万円 (-)	85百万円 (-)	- (-)	10百万円 (-)	2名 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	12百万円 (12百万円)	12百万円 (12百万円)	- (-)	- (-)	3名 (3名)
合 計 (うち社外取締役)	108百万円 (12百万円)	98百万円 (12百万円)	- (-)	10百万円 (-)	5名 (3名)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 使用人兼務取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の使用人としての職務に対する給与相当額 (賞与を含む) は、17百万円であります。
3. 非金銭報酬等として取締役 (監査等委員である取締役を除く。) に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2. (1) 株式の状況」に記載のとおりです。

④ 取締役の報酬 (ストック・オプション)

該当事項はございません。

⑤ 社外役員に関する事項

氏 名	くぼ かわ ひで かず 達 川 秀 一	うえ すぎ まさ たか 上 杉 昌 隆	くわ やま ち せ 栗 山 千 勢
当社での地位	監査等委員である取締役	監査等委員である取締役	監査等委員である取締役
主な活動状況 及び果たすことが 期待される役割 に関して行った 職務の概要	当事業年度において開催された取締役会13回、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から経営への監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的な立場で発言する等、監督機能を担っております。	当事業年度において開催された取締役会12回、監査等委員会11回に出席いたしました。 弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から経営への監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的な立場で発言する等、監督機能を担っております。	当事業年度において開催された取締役会13回、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から経営への監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的な立場で発言する等、監督機能を担っております。

- (注) 1. 監査等委員である取締役窪川秀一氏は、四谷パートナーズ会計事務所代表、株式会社KYORITSUの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
2. 監査等委員である取締役上杉昌隆氏は、桜田通り総合法律事務所のシニアパートナー、株式会社フルキャストホールディングス、株式会社セレスの監査等委員である社外取締役、株式会社Aiming、株式会社コマースOneホールディングス、株式会社jig.jpの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
3. 監査等委員である取締役栗山千勢氏は、栗山公認会計士事務所所長、ミーク株式会社の常勤社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
4. 活動状況は、書面決議による取締役会の回数を除いております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の方針・内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想される時は、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断した時、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断した時は、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社グループは、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置づけ、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、法令遵守に係る規程を整備し、教育や内部通報制度の実施等を行い、問題発生時には当社の取締役会及び監査等委員会に報告される体制整備を行う。

(b) 当社は、原則として毎月1回、必要がある時は随時取締役会を開催することとし、取締役会において当社グループの重要な職務の執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。また、取締役及び使用人が法令、定款、各種規程及び定められた業務プロセス等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組み、内部統制システムの充実を図る。

(c) 当社は、内部監査部門を設置し、内部監査を通じた内部統制体制を構築する。内部監査部門は、当社グループの経営管理及び業務活動全般を対象とする内部監査を定期的実施し、法令、定款、各種規程及び定められた業務プロセス等の遵守状況を評価及び検証し、当社の取締役会及び監査等委員会に適時報告する。

(d) 当社は、取締役の指名及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に諮問機関として、独立社外取締役を含む委員にて構成される任意の指名・報酬諮問委員会を設置する。指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて取締役候補者の決定及び代表取締役・役付取締役の選定に関する事項並びに取締役の報酬等に関する事項について審理し、その結果を取締役に答申する。

ロ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を、文書管理規程に基づいて、文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理を行う。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(b) 当社は、内部監査の実効性を確保するため、取締役の職務の執行に係る重要書類（電磁的媒体を含む。）の管理方法及び保存期間を定める規程を整備し、当該規程に基づいて保存及び管理を行う。

ハ. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社は、当社グループの損失の危険（リスク）の管理に関する体制を整備するため、当社グループのリスク管理に関する規程等の整備並びに取締役及び使用人への当該規程の周知を行う。

(b) 当社は、内部監査部門を設置し、内部監査部門は、定期的に当社グループの業務監査の監査項目及び監査方法の妥当性を検討し、必要があれば監査項目及び監査方法の改定を行う。

二．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社グループは、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、年度ごとに事業計画を策定し、その進捗を月次の業績評価により検証する。
- (b) 取締役の通常の職務の執行については、職務権限規程及び業務分掌規程に基づいて、取締役会から使用人に権限の委譲を行い、効率的な職務の執行に当たる。

ホ．当社グループの取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (a) 当社は、内部監査規程に基づいて、当社内部監査部門による当社各部門及び子会社に対する内部監査を実施し、当社グループにおける内部統制システムを確立し、当社各部門及び子会社におけるリスクの内容、頻度、当社への影響等について適時、当社取締役会及び監査等委員会に報告を行う。
- (b) 当社は、グループ各社に対し、営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について、定期的に当社に報告することを義務づける。

ヘ．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置について、監査等委員会から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。

ト．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会が指示した業務については、監査等委員会以外からの指揮命令を受けない。
- (b) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動及び人事評価等については、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取する。

チ．監査等委員会への報告に関する体制

- (a) 当社の取締役は、監査等委員の出席する取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況の報告を行う。
- (b) 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に損害を及ぼすおそれのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。
- (c) 当社グループの内部通報制度の担当部門は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査等委員会に対して報告を行う。

リ．監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

ヌ. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の遂行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づいて費用の前払等の請求をした時は、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

ル. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(b) 監査等委員会、内部監査部門及び会計監査人は必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図る。

ヲ. 反社会的勢力排除のための体制

当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備及び運用状況を継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果、判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

イ. 取締役の職務の執行に関する取り組み

当社は、取締役の職務執行の法令及び定款適合性を確保するため、取締役会を定期的に開催する等取締役の相互監督機能を強化するための取り組みを行うとの基本方針に基づいて、取締役会における審議の充実に努めております。当事業年度は取締役会を13回開催し、経営方針及び経営戦略に関する重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行いました。また、取締役会の実効性評価のためのアンケート調査の実施と分析を行い、その内容を取締役会にも共有し、抽出された課題について改善・強化に努めました。

ロ. リスク管理体制の強化

当社は、リスク管理についての必要事項を定めるリスク管理規程等を整備し、リスク管理体制の構築・運用を継続的に行っております。また、当社グループの重要リスクのひとつである情報管理については、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の要求事項に準拠した体制を整えています。

ハ. コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンスに係る教育は定期的に実施するように努め、当社グループの役員及び使用人のコンプライアンスの意識向上を図っております。また、当社は内部通報窓口を設置することによりコンプライアンスの実効性向上に努めております。

二. 監査等委員の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員は、監査方針を含む監査計画を策定し、月 1 回の定時監査等委員会に加えて適宜臨時監査等委員会を開催し、監査等委員間の情報共有に基づき会社の状況を把握しております。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役その他使用人と対話を行い、内部監査担当・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題のひとつとして位置づけております。このような観点から剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境等を総合的に考慮し、以下の方針によって実施することとしております。

配当につきましては、安定した配当を継続的に実施することを基本として、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案して、原則として累進配当を基本方針とし、総還元性向50%以上を目標に実施してまいります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、今後の成長が見込める事業分野への投資、設備投資、研究開発等に活用してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり50円とさせていただきたいと存じます。既に2025年12月3日に実施済みの中間配当金1株当たり45円とあわせまして、年間配当金は1株当たり95円となる予定です。

(注) 当事業報告中の記載金額は、表示単位の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第31期 2026年3月31日現在
資産の部	
流動資産	25,080
現金及び預金	23,083
受取手形	380
売掛金	1,168
製品	0
貯蔵品	0
その他	446
固定資産	2,784
有形固定資産	265
建物	100
車両運搬具	6
工具、器具及び備品	132
土地	26
建設仮勘定	0
無形固定資産	2,008
ソフトウェア	1,912
その他	96
投資その他の資産	511
繰延税金資産	141
その他	369
資産合計	27,865

科目	第31期 2026年3月31日現在
負債の部	
流動負債	9,358
買掛金	25
未払法人税等	814
賞与引当金	152
前受金	7,800
その他	566
固定負債	52
資産除去債務	49
その他	3
負債合計	9,410
純資産の部	
株主資本	18,405
資本金	713
資本剰余金	957
利益剰余金	20,323
自己株式	△3,589
その他の包括利益累計額	19
為替換算調整勘定	19
新株予約権	29
純資産合計	18,454
負債純資産合計	27,865

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第31期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高	10,835
売上原価	3,334
売上総利益	7,500
販売費及び一般管理費	2,708
営業利益	4,791
営業外収益	50
受取利息	36
為替差益	11
未払配当金除斥益	1
雑収入	1
営業外費用	0
雑損失	0
経常利益	4,840
特別利益	0
新株予約権戻入益	0
特別損失	0
固定資産除却損	0
税金等調整前当期純利益	4,840
法人税、住民税及び事業税	1,447
法人税等調整額	△34
当期純利益	3,427
親会社株主に帰属する当期純利益	3,427

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第31期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	713	955	18,116	△2,467	17,318
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,220		△1,220
親会社株主に帰属する当期純利益			3,427		3,427
自己株式の取得				△1,133	△1,133
新株予約権の行使		△2		4	2
譲渡制限付株式報酬		4		7	11
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	2	2,206	△1,122	1,086
当期末残高	713	957	20,323	△3,589	18,405

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	17	17	29	17,365
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,220
親会社株主に帰属する当期純利益				3,427
自己株式の取得				△1,133
新株予約権の行使				2
譲渡制限付株式報酬				11
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	2	2	△0	1
連結会計年度中の変動額合計	2	2	△0	1,088
当期末残高	19	19	29	18,454

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1)連結子会社の数3社
- 連結子会社の名称Digital Arts America, Inc.
Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd.
Digital Arts Europe Limited

なお、連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

- (2)非連結子会社の名称等
- 該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1)持分法適用の非連結子会社の数一社
- (2)持分法を適用しない非連結子会社の名称等
- 該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

- (1)重要な資産の評価基準及び評価方法
- 棚卸資産
- 製品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（又は収益）に基づく方法又は残存有効期間（3年）によっております。

③長期前払費用

定額法によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4)重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	建物	146百万円
	車両運搬具	19百万円
	工具、器具及び備品	450百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

当連結会計年度末日における発行済株式の数	普通株式	14,133,000株
----------------------	------	-------------

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

①2025年6月23日定時株主総会決議

株式の種類	普通株式
配当の総額	612百万円
1株当たりの配当額	45円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月24日

②2025年10月29日取締役会決議

株式の種類	普通株式
配当の総額	608百万円
1株当たりの配当額	45円
基準日	2025年9月30日
効力発生日	2025年12月3日

- (2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度以降となるもの
2026年6月26日の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項の決議を次のとおり予定しております。
- | | |
|------------|------------|
| ①配当の総額 | 672百万円 |
| ②配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③1株当たりの配当額 | 50円 |
| ④基準日 | 2026年3月31日 |
| ⑤効力発生日 | 2026年6月29日 |

3. 新株予約権に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2015年11月27日	普通株式	151,800株
2016年12月13日	普通株式	300,200株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1)金融商品に対する取り組み方針
当社グループは、資金運用については短期的な預金を中心として、安全性の高い国債及び高格付けの社債等で運用しております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、当社営業管理課及び管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。
短期運用についても、銀行預金や高い格付けのファンドのみを行っており、信用リスクを可能な限り回避しております。
- ②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理
当社グループの資金需要を予測しながら資金運用ポートフォリオを決定しており、可能な限り市場リスクを回避しております。
- ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、管理本部が適時に資金計画を作成するなどの方法で、流動性リスクを管理しております。
- (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を市場別に分解した情報は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	企業向け市場	公共向け市場	家庭向け市場	計
顧客との契約から生じる収益	5,176	5,256	402	10,835

(注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、Webセキュリティ、メールセキュリティ、及びファイル暗号化・遠隔削除ソリューションの企画・開発・販売等を主要な事業としております。

セキュリティ関連ソフトウェアの販売については、主にライセンス販売系製品及びその保守サービスとクラウドサービス系製品の2種類に分かれます。

ライセンス販売系製品については、顧客にソフトウェア製品が提供された時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しておりますが、保守サービスについては、一定期間にわたって履行義務が充足されるため、契約期間に応じて収益を認識しております。

クラウドサービス系製品については、サービス提供の履行義務が、時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

なお、収益は、主に顧客との契約に従い計上しておりますが、一定期間の取引金額等に応じてリベートを支払う場合には、そのリベートを控除した金額で計上しております。

また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた契約負債残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

契約負債	当連結会計年度
期首残高	4,082
期末残高	7,800

連結貸借対照表において、前受金は全て顧客との契約から生じた契約負債であり、履行義務が期末時点で充足されていない対価を計上しております。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、2,528百万円であります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,370円52銭
2. 1株当たり当期純利益	253円57銭

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第31期 2026年3月31日現在
資産の部	
流動資産	25,048
現金及び預金	23,056
受取手形	380
売掛金	1,166
製品	0
貯蔵品	0
前払費用	443
その他	0
固定資産	2,921
有形固定資産	265
建物	100
車両運搬具	6
工具、器具及び備品	132
土地	26
建設仮勘定	0
無形固定資産	2,008
ソフトウェア	1,912
ソフトウェア仮勘定	95
その他	0
投資その他の資産	647
関係会社株式	41
長期前払費用	90
敷金及び保証金	190
繰延税金資産	235
その他	88
資産合計	27,970

科目	第31期 2026年3月31日現在
負債の部	
流動負債	9,355
買掛金	24
未払金	320
未払費用	51
未払法人税等	814
未払消費税等	171
前受金	7,799
預り金	21
賞与引当金	152
固定負債	52
資産除去債務	49
その他	3
負債合計	9,407
純資産の部	
株主資本	18,533
資本金	713
資本剰余金	959
資本準備金	700
その他資本剰余金	259
利益剰余金	20,449
その他利益剰余金	20,449
繰越利益剰余金	20,449
自己株式	△3,589
新株予約権	29
純資産合計	18,562
負債純資産合計	27,970

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第31期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高	10,828
売上原価	3,332
売上総利益	7,496
販売費及び一般管理費	2,697
営業利益	4,798
営業外収益	52
受取利息	36
有価証券利息	0
為替差益	10
未払配当金除斥益	1
受取手数料	2
雑収入	1
営業外費用	0
雑損失	0
経常利益	4,850
特別利益	0
新株予約権戻入益	0
特別損失	0
固定資産除却損	0
子会社株式評価損	0
税引前当期純利益	4,849
法人税、住民税及び事業税	1,447
法人税等調整額	△37
当期純利益	3,439

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第31期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	713	700	256	957	18,231	18,231	△2,467	17,434	29	17,463
事業年度中の変動額										
剰余金の配当					△1,220	△1,220		△1,220		△1,220
当期純利益					3,439	3,439		3,439		3,439
自己株式の取得							△1,133	△1,133		△1,133
新株予約権の行使			△2	△2			4	2		2
譲渡制限付株式報酬			4	4			7	11		11
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									△0	△0
事業年度中の変動額合計	－	－	2	2	2,218	2,218	△1,122	1,098	△0	1,098
当期末残高	713	700	259	959	20,449	20,449	△3,589	18,533	29	18,562

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式 ……………移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

製品 ……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（又は収益）に基づく方法又は残存有効期間（3年）によっております。

(3)長期前払費用

定額法によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物	146百万円
車両運搬具	19百万円
工具、器具及び備品	450百万円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	0百万円
長期金銭債権	0百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高	
売上高	3百万円
営業取引以外の取引高	2百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	689,215株
------	----------

税効果会計に関する注記

(繰延税金資産)	
未払事業税	46百万円
賞与引当金	48百万円
未払社会保険料	7百万円
資産除去債務	15百万円
ゴルフ会員権評価損	1百万円
子会社株式評価損	94百万円
その他	22百万円
繰延税金資産合計	235百万円
繰延税金資産の純額	235百万円

収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,378円56銭
2. 1株当たり当期純利益	254円45銭

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

デジタルアーツ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 山 本 公 太
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 中 西 寛 彰
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、デジタルアーツ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

デジタルアーツ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 山 本 公 太
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 中 西 寛 彰
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、デジタルアーツ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

デジタルアーツ株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 窪 川 秀 一 ㊞

監 査 等 委 員 上 杉 昌 隆 ㊞

監 査 等 委 員 衆 山 千 勢 ㊞

（注）監査等委員窪川秀一・上杉昌隆及び衆山千勢は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 401号室～402号室 電話 03-6741-0222

交通

地下鉄 | 大手町駅 (千代田線・丸ノ内線・半蔵門線・東西線・都営三田線) | C2b出口直結
J R | 東京駅 | 丸の内北口より徒歩15分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。